

購買代金決済規定

制定 令和2年4月1日

板野郡農業協同組合の購買事業ご利用にともなう、購買未収金の購買代金の決済は、当組合の「購買代金決済規定」に基づき下記のとおり取り扱いを致します。

第1条（目的）

この購買代金決済規定（以下「規定」という。）は、板野郡農業協同組合（以下「組合」という。）が、組合員および一般取引先（以下「取引先」という。）に供給する購買品の貯金口座振替決済（以下「振替決済」という。）について定めたものである。

第2条（適用）

購買代金の決済にあたっては、即時決済（以下「現金決済」という。）、融資決済、クレジット決済を除き組合所定の決済サイトにより行うものとする。

第3条（決済方法）

購買代金の振替決済方法は、所定の日により口座振替依頼書により指定された口座から引落決済する。

第4条（決済サイト）

決済日は、原則として次のとおり設定するものとする。

- ①購買品の当用供給については、通常決済とする。通常決済の決済日は、供給月の翌月20日（当日が非営業日の場合は翌営業日）とする。
- ②購買品の予約注文の供給については、予約注文ごとに定める特別決済（決済日を特約）とする。
- ③組合と個別に決済を決めたものは、それを決済日とする。

第5条（購買未収金利息等）

購買未収金に対する利息の取扱いは、次による。

購買品の供給から決済日までの利息は徴しない。

決済日において決済されない購買代金に対しては、決済日の翌日より当組合の営農貸越利率（保証料含む）で日割計算により購買未収金利息を徴する。ただし、決済日の翌月第1営業日の15時までに購買代金の支払が行われた場合は購買未収金利息を免除する。

第6条（再振替決済）

決済日において決済されない購買代金に対しては、必要に応じて組合の指定する日に再度振替決済を行う。

第7条（即時支払・未収供給停止）

次の事項に一つでも該当した場合に未払いの購買代金等がある場合は、組合からの請求がなくても、それらを直ちに支払わなければならない。

- ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ②仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ③債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ④相続の開始があったとき。
- ⑤住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき。

次の事項に一つでも該当した場合に未払い購買代金等がある場合は、当組合からの請求があり次第、それらを直ちに支払わなければならない。また、該当事項が解消されるまで未収供給を停止するものとする。

- ① 当組合に対する購買未収金の返済が3か月以上遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第8条（相殺）

組合は、決済日において決済されない購買代金および前条の即時支払となった購買代金については、取引先に対し債権を有するときは、この債権と組合が取引先に対し負担する債務とを支払期限にかかわらず、その対当額について相殺することができる。

第9条（改廃）

この規定の改廃は、組合長が行う。